

# 令和3年度 利用ご案内



錦町児童クラブ

TOY  BOX

# 1 児童クラブとは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

## 2 入会申し込みについて

### (1) 受付期間

- 一次受付期間（4月1日入会を希望される方）

受付期間：令和3年1月18日～2月9日

審査結果：令和3年3月上旬に郵送します。

- 随時受付期間

\*上記期間後も申請できますが、欠員のある場合になります。

受付期間：入会開始希望の1ヶ月前から2週間前まで

審査期間：申請日から2週間程度で発送します。

### (2) 提出書類について

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添え、入会児童1名につき1部を提出してください。兄弟姉妹で申請する場合は、児童1名は原本、他の児童はその写しで構いません。なお、学年等は令和3年度の内容を記載願います。

#### 【提出書類一覧】

	就 労	疾 病	障 が い	看 護 ・ 介 護	就 学	出 産
入会申込書・健康状況調査票、児童本人の健康保険証の写し ※1・2	●	●	●	●	●	●
就労証明書（自営業・農業の方は就労状況申告書）	●					
就労外要件申立書 ※3		●	●	●	●	●
医師の診断の写し ※4		●				
身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し			●			
看護又は介護が必要であることを証明する書類 ※医師診断書の写し、障害者手帳の写し、介護保険証の写し、療育手帳の写し				●		
在学証明書及び授業スケジュールの写し					●	
母子手帳の写し						●

※1 健康保険証のコピーはA4用紙にコピーしてください。

※2 障害者手帳、療育手帳を所持する児童は、手帳の写しも添付してください。

※3 「疾病」「看護・介護」での利用申請で医療機関等へ通院されている方はその状況を就労外要件申立書へ記載してください。

※4 家庭保育が困難であるとの医師の所見が記載されているもの。

#### 【就労証明書等の各種証明書について】

- ・ 保護者、同居又は同一敷地内の祖父母それぞれに証明書が必要になります。
- ・ 就労証明書や医師の診断書等の証明書類は、3ヶ月以内に取得したものを提出してください。
- ・ 勤務先に変更があった場合は、すみやかに就労証明書を提出してください。

#### ◎受付場所及び時間

- ・ 錦町児童クラブへ直接ご持参ください。

## 2 児童クラブ開所日

月曜日～金曜日：下校時～18時

土曜日と春・夏・冬休みの期間・学校振替休業日：7時30分～18時

※日曜日、祝日、年末年始、研修日等を除く。

## 3 お迎え

児童の安全のため、原則保護者の方が迎えにくるようお願いします。

また、児童クラブ終了時間は18時となっておりますので、

時間厳守でのお迎えをお願いいたします。

## 4 月会費等支払いについて

毎月最初の児童クラブ利用日に月会費（500円）を現金にて納入いただきます。

## 5 登所後の外出

児童クラブ登所後の外出については、保護者の方の送迎が望ましいですが、やむを得ず習い事や部活等で児童クラブから児童だけで外出する場合は、保護者の方の責任の下で外出することが可能です。

その場合は、児童クラブに相談の上、届出書の提出をお願いいたします。

事前にお子様と安全面について話し合ってください。

十分に注意した上で提出をしてください。

また、児童の安全面を考え、児童クラブ側で危険があると判断した際

（天災等も含む。）は、外出できない場合がありますので、御了承ください。

## 6 児童クラブを欠席する場合

所在を確認し事故や事件を未然に防ぐため、児童クラブを欠席するときや代理の方がお迎えするときは、児童の口頭での連絡ではなく、必ず保護者の方が児童クラブへ連絡してください。

## 7 おやつのお取り扱い

おやつ時間を設けています。アレルギーなどあれば、

入会時に必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

## 8 事故等への対応

児童が安全に活動できるよう、また、けが等が生じないように十分留意して指導に当たりますが、万が一事故等が生じたときは、申請時の緊急連絡先に連絡しますので、速やかに迎えにきていただきますようお願いいたします。

## 9 緊急時の対応

インフルエンザ等による学校閉鎖の際には、伝染疾患の蔓延防止のため、児童クラブを閉鎖します。また、学年閉鎖及び学級閉鎖の場合、閉鎖期間中は、該当クラスの児童はお休みしていただきます。なお、登校後に早期下校で閉鎖となった場合も同様です。

また、台風等による臨時休校の際は、児童安全確保のため御家庭の保育が望ましいですが、どうしても困難な方については、受け入れを行います。児童クラブ送迎時の児童の安全確保については、保護者が責任をもって行ってください。

## 10 入会以後の変更

入会后、提出書類に変更（住所、勤務先、家族の状況等）があるときは、速やかに変更届を児童クラブへ提出してください。

## 11 退会

児童クラブ利用の必要がなくなったり、入会要件を満たさなくなった場合（育児休暇取得や仕事を辞めたなど保護者等が保育できるようになった等）は、速やかに退会届を児童クラブへ提出してください。

また、次のような場合は、退会していただくことがありますので、御了承ください。

- ① 入会申請に虚偽があった場合
- ② 正当な理由なく長期（原則1ヶ月）にわたって欠席している場合
- ③ 児童クラブの規則などを守らない場合

## 12 その他

- ① 必要のないお金や玩具（ゲームを含む。）等は、持たせないでください。
- ② 持ち物には名前を書いてください。
- ③ 土曜日、長期学校休業期間及び学校振替休業日は、お弁当、水筒を各自御持参ください。
- ④ 児童クラブでの活動中に撮影した写真を、ホームページや広報等で使用させていただく場合があります。こちらは別途同意書をお渡しし承諾いただいた場合のみ使用いたします。同意書取得後も、支障が生じた場合は、利用する児童クラブの支援員へお伝えください。
- ⑤ 児童クラブでは、宿題・学習時間を設けていますが、各家庭で確認をお願いいたします。

### 特定非営利活動法人トイボックス

「子どもとちいき」をテーマに活動している団体です。

TEL：0244-26-6836 Mail：smileminamisouma@gmail.com

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町1-125